



山形県公報

平成23年4月8日(金)
第2234号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 障害者就業・生活支援センターの指定……………(雇用対策課) ……367
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……368
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……369
- 同……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良事業の計画変更の認可……………(同) ……同
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………(同) ……370
- 同……………(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……371
- 公共測量の終了の通知……………(用地課) ……同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………(建築住宅課) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……372

### 企 業 局 関 係

#### 告 示

- 平成6年4月県企業告示第2号(建設改良工事等の請負に係る競争入札の参加者の要件)の一部改正…同
- 県民ゴルフ場の開場時間……………同
- 県民ゴルフ場の利用料金……………同

### 公 告

- 裁決手続開始の決定……………(収用委員会) ……373
- 一般競争入札の中止……………(河北病院) ……374
- 一般競争入札の公告……………(新庄病院) ……同
- 一般競争入札の中止……………(同) ……375

## 告 示

### 山形県告示第316号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定により同法第34条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 社会福祉法人友愛の里
- 2 住 所 新庄市大字仁間字野際285番地
- 3 事務所の所在地 新庄市堀端町8番3号

4 指定年月日 平成23年4月1日

**山形県告示第317号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                                      | 障害福祉サービスの<br>種類           | 定 員        | 指定年月日       |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------|------------|-------------|
| 社会福祉法人仁慈の会<br>米沢市吾妻町4番25号              | 多機能型事業所さくらんぼ<br>の家<br>米沢市吾妻町4番25号                | 生 活 介 護<br>就労継続支援（B<br>型） | 10名<br>30名 | 平成23. 3. 30 |
| 社会福祉法人白鷹こぶし会<br>西置賜郡白鷹町大字鮎貝3434番地      | 障がい福祉サービス事業所<br>こぶしの家<br>西置賜郡白鷹町大字鮎貝<br>3434番地の6 | 生 活 介 護<br>就労継続支援（B<br>型） | 10名<br>20名 | 同           |
| 株式会社ダリアファーム<br>東置賜郡川西町大字高山1631番<br>地の7 | 株式会社ダリアファーム<br>東置賜郡川西町大字高山<br>1631番地の7           | 生 活 介 護<br>就労継続支援（A<br>型） | 20名        | 同           |

**山形県告示第318号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
村山東根土地改良区
- 2 事務所の所在地  
村山市中央一丁目6番12号
- 3 認可年月日  
平成23年3月29日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第319号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
荒谷土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字荒谷字内条8528番
- 3 認可年月日  
平成23年3月29日
- 4 その他  
この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第320号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
東根市土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東根市大字野川2074番地の93
- 3 認可年月日  
平成23年3月29日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第321号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
庄内赤川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市馬場町7番35号
- 3 認可年月日  
平成23年3月30日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第322号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地
- 3 認可年月日  
平成23年3月30日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第323号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良事業を行う者の名称  
因幡堰土地改良区（土地改良事業計画（維持管理））

2 認可年月日  
平成23年3月25日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

月光川土地改良区

2 事務所の所在地

飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地

3 変更に係る管理規程の名称

月光川土地改良区溜池管理規程

4 管理規程の変更の概要

警戒体制時に連絡等を行う関係機関を変更した。

5 認可年月日

平成23年3月28日

6 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称

月光川土地改良区

2 事務所の所在地

飽海郡遊佐町遊佐字京田36番地

3 変更に係る管理規程の名称

月光川土地改良区頭首工管理規程

4 管理規程の変更の概要

警戒体制時に連絡等を行う関係機関を変更した。

5 認可年月日

平成23年3月28日

6 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

#### 山形県告示第326号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名      | 地区名  | 工事完了年月日    |
|----------|------|------------|
| 一般農道整備事業 | 笹山地区 | 平成23年3月28日 |

**山形県告示第327号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年4月8日から同月21日まで縦覧に供する。  
 平成23年4月8日

山形県知事 吉村美栄子

- 道路の種類 県道
- 路線名 藤島由良線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長         |
|------------------------------|------|------------------|------------|
| 鶴岡市加茂字大崩594番5から<br>同 452番5まで | 旧    | 9.9メートル<br>} 9.1 | メートル<br>71 |
| 同 上                          | 新    | 8.4メートル<br>} 7.6 | 同上         |

**山形県告示第328号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人都市再生機構山形都市開発事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。  
 平成23年4月8日

山形県知事 吉村美栄子

- 公共測量を実施した地域  
山形市大字松原地域から上市市金瓶地域
- 公共測量を実施した期間  
平成22年4月27日から平成23年3月11日まで
- 作業の種類  
公共測量（4級基準点測量）

**山形県告示第329号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。  
 平成23年4月8日

山形県知事 吉村美栄子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
財団法人日本建築センター  
東京都千代田区外神田六丁目1番8号
- 届出の内容

| 指定構造計算適合性判定機関の名称 |                | 変更年月日    |
|------------------|----------------|----------|
| 変更前              | 変更後            |          |
| 財団法人日本建築センター     | 一般財団法人日本建築センター | 平成23.4.1 |

**山形県告示第330号**

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成23年4月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名   | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |       | 承 認<br>年 月 日 |
|------------------------|---------------------|-------|--------------|
|                        | 変 更 前               | 変 更 後 |              |
| 株式会社吉野屋<br>代表取締役 井上雄一郎 | 長井市高野町二丁目7番14号      | 同 左   | 平成23. 4. 1   |
|                        | 長井市高野町二丁目3番1号       |       |              |

## 企業局関係

### 告 示

**山形県企業告示第2号**

平成6年4月県企業告示第2号（建設改良工事等の請負に係る競争入札の参加者の要件）の一部を次のように改正し、平成23年4月8日以後の競争入札から適用する。

平成23年4月8日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

第1項の表及び第2項の表中「9,000万円」を「8,000万円」に、「3,500万円」を「3,000万円」に改める。

**山形県企業告示第3号**

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第7条第2項の規定により、県民ゴルフ場の開場時間を次のとおり承認した。

平成23年4月8日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

- 1 開場時間  
午前8時から午後5時まで
- 2 適用期間  
平成23年4月8日から平成28年3月31日まで

**山形県企業告示第4号**

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成23年4月8日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

## 1 利用料金

| 区 分                 |    | 利 用 料 金   |        |
|---------------------|----|-----------|--------|
| コース利用料金<br>(グリーンフィ) | 平日 | 1人9ホールまで  | 1,050円 |
|                     |    | 1人18ホールまで | 2,170円 |

|                      |      |                  |        |
|----------------------|------|------------------|--------|
|                      | 土曜日等 | 1人18ホールを超え9ホールまで | 893円   |
|                      |      | 1人9ホールまで         | 2,050円 |
|                      |      | 1人18ホールまで        | 4,170円 |
|                      |      | 1人18ホールを超え9ホールまで | 893円   |
| 乗用カート利用料金<br>(カートフィ) |      | 1人9ホールまで         | 870円   |
|                      |      | 1人18ホールまで        | 1,300円 |
|                      |      | 1人18ホールを超え9ホールまで | 682円   |

## 備考

- 1 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
  - 2 次に掲げる者が利用する場合のコース利用料金の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額とする。
    - (1) 年齢65歳以上の者
    - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
  - 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース利用料金の額は、1人9ホールまで720円、1人18ホールまで1,470円とする。
- 2 適用期間  
平成23年4月8日から平成28年3月31日まで

## 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。  
平成23年4月8日

山形県収用委員会  
会 長 浜 田 敏

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事（山形県鶴岡市水沢字水京地内から同市水沢字山ノ腰地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した不動産の表示等  
所在：山形県鶴岡市水沢字水京

| 地 番  | 地 目 |    | 土地登記簿上の<br>面積（㎡） | 実測面積（㎡）  | 収用しようとする土地<br>の面積（㎡） |
|------|-----|----|------------------|----------|----------------------|
|      | 公簿  | 現況 |                  |          |                      |
| 85番5 | 山林  | 山林 | 256              | 1,163.20 | 1,104.74             |

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
持分6分の3 長谷川繁恵  
山形県鶴岡市水沢庚137番地  
持分6分の1 長谷川進一  
山形県鶴岡市水沢庚137番地  
持分6分の1 長谷川のり子  
千葉県船橋市行田二丁目2番6棟509号  
持分6分の1 菅原ひろ子  
山形県鶴岡市道形町7番13号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した日  
平成23年3月30日

平成23年2月15日付け県公報第2219号で公告したA重油の調達に係る一般競争入札については、平成23年3月25日をもって中止した。

Among the tenders announced publicly on February 15, 2011, the following products has been cancelled on March 25, 2011 : A Fuel Oil, 695, 0001

平成23年4月8日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、債務負担行為 山形県立新庄病院院内清掃等業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年4月8日

山形県立新庄病院長 鈴 木 知 信

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院 3階会議室
  - (2) 日 時 平成23年5月19日（木） 午前10時00分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 債務負担行為 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成23年6月1日から平成26年3月31日まで
  - (4) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち10箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち10箇月分に相当する金額に105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格  
次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課施設係 電話番号 0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規



則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び3の(4)に係る証明書を平成23年5月10日（火）午後3時までに山形県立新庄病院総務課施設係に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning business of Shinjo Prefectural Hospital : 1 set

(2) Time-limit for tender : 10:00A. M. May 19, 2011

(3) Contact point for the notice:General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

平成23年2月15日付け県公報第2219号で公告したA重油の調達に係る一般競争入札については、平成23年3月25日をもって中止した。

Among the tenders announced publicly on February 15, 2011, the following products has been cancelled on March 25, 2011 : A Fuel Oil, 760kl

平成23年4月8日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

平成23年4月8日印刷  
平成23年4月8日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056